

郡山市特別支援教育就学奨励費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校及び中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は特別支援学級に通学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(対象経費の範囲)

第2条 奨励費の対象となる経費の範囲は、次に掲げるところによる。

(1) 学校給食費

学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項に規定する学校給食に要する費用で、教育委員会が定める額とする。

(2) 通学に要する交通費

ア 交通機関利用による通学の場合は、児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。

イ 自家用車利用による通学の場合は、児童又は生徒の心身の障害の状況を考慮して、校長が適当であると認めた場合の自家用車の運行に要するガソリン代とする。ただし、その額は最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合とし、その通学距離区分により別表に定める額とする。

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきことになるその他の経費の費用で、教育委員会が定める額とする。

(4) 校外活動等参加費

ア 児童又は生徒が、校外活動（ただし、イを除く）に参加するに要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料の費用で、教育委員会が定める額とする。

イ 児童又は生徒が、宿泊を伴う校外活動に参加するに要する経費のうち、宿泊を伴う校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の費用で、教育委員会が定める額とする。

(5) 学用品・通学用品購入費

児童又は生徒が、通常必要とする学用品・通学用品購入の費用で、教育委員会が定める額とする。

(6) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

新たに入学する児童又は生徒が、通常必要とする学用品及び通学用品購入の費用で、教育委員会が定める額とする。

2 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、年間を通じ48回以上定期的に特別支援学級において、特定の時間のみ特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを、前項第2号の「通学に要する交通費」として支給の対象とすることができる。

(支給対象者)

第3条 奨励費は、児童又は生徒の属する世帯で、収入額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）。以下「施行令」という。第2条第1号の規定に基づく。以下同じ。）と需要額（施行令第2条第1号の規定に基づく。以下同じ。）の割合に応じ、次の区分により支給するものとする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合

前条第1号、第3号から第5号までに掲げる経費の半額。ならびに前条第2号（遠距離通学費助成の対象となる場合は除く。）及び第6号に掲げる経費の全額。

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合

前条第2号に掲げる経費の半額（遠距離通学費助成の対象となる場合は除く。）

2 児童又は生徒の保護者が、次のいずれかに該当する場合は除くものとする。

(1) 世帯の収入額が、需要額の2.5倍以上に該当すると自ら認め奨励費の全部又は、一部の給付を辞退する児童又は生徒の保護者。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童又は生徒の保護者。

(3) 郡山市就学援助事業実施要綱第2条の規定により、要保護者又は準要保護者と認定され援助を受けている特別支援学級の児童又は生徒の保護者。

3 第2条第1項第2号の経費については、要保護者又は準要保護者として認定された者についても支給することができる。ただし、郡山市就学援助事業実施要綱第6条の規定による通学費を支給されている者を除くものとする。

(奨励費の申請)

第4条 奨励費の交付を受けようとする児童又は生徒の保護者は、特別支援教育就学奨励費交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。ただし、書類により証明すべき事実を教育委員会が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 奨励費の交付を受けようとする児童又は生徒と生計を同一とする者について、前年の所得金額にかかる市区町村長の発行する所得が記載された証明書（以下「所得証明書」という。）。ただし、未就学児及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍し当該年度において市県民税を課税されていない者については、所得証明書の添付を省略することができる。

(2) 所得証明書を提出する者については、郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）別表第2で定める地方税関係情報を確認することについての同意書

(支給支弁区分の通知)

第5条 教育委員会は、支給についての支弁区分を決定した場合は、これを校長を通じ速やかに保護者に通知するものとする。

(奨励費の支給)

第6条 奨励費は、児童又は生徒の保護者に支払うものとする。

(届け出の義務)

第7条 奨励費の支給対象となる保護者の児童及び生徒について異動があったときは、保護者は、校長を通じ速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(不正行為による奨励費の返還)

第8条 教育委員会は、偽り、その他不正行為によって奨励費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月10日から施行し、昭和60年度奨励費から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際限に改正前の要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年度奨励費から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

小学校

片道の通学距離	助成月額
1キロメートル以上3キロメートル未満	1,000円
3キロメートル以上5キロメートル未満	2,400円
5キロメートル以上	3,700円

中学校

片道の通学距離	助成月額
1キロメートル以上3キロメートル未満	1,000円

3キロメートル以上5キロメートル未満	2,400円
5キロメートル以上7キロメートル未満	3,700円
7キロメートル以上	5,000円

第1号様式（第4条関係）

第1号様式(その1)(第4条関係)

平成 年 月 日

特別支援教育就学奨励費交付申請書

郡山市教育委員会 様

申請者（保護者）住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印 _____

平成 年度特別支援教育就学奨励費の交付を受けたいので、次のとおり申請します。特別支援教育就学奨励費が認定された場合は、下記振込口座に振込んでください。

偽りその他不正の手段により特別支援教育就学奨励費の支給を受けた時は、認定を取り消されても異議はありません。

児童生徒氏名 及び学年		第 学年
学 校 名 (学 級 名)	()	
金 融 機 関 名		
支 店 名		
預 金 種 別	(<input type="checkbox"/> 普通・総合、 <input type="checkbox"/> 当座) (※該当するほうの□にチェックしてください。)	
□ 座 番 号		
□ 座 名 義 人	(※カタカナで記入してください。)	

※口座名義人は、必ず申請者本人のものを記入してください。

第1号様式(その2) (第4条関係)

平成 年度 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

(整理番号) NO.

保護者氏名 印		住所(現住所) ※前の年の12月31日の住所と異なる場合は、その住所		児童・生徒氏名 児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等 (平成 年度現在) 学校 第 学年 () 学級		※都道府県の地区区分 (I, II, III, IV, V, VI) 地域の級区分 (1-1, 1-2, 2-1) (2-2, 3-1, 3-2)		学校長認印				
世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在) 住民票の世帯が別の場合であっても生計が同一の場合は、全員について記入してください。別居している方でも生計が同一の場合は記入してください。また、未就学児及び学生以外の方の個人番号を記入し、別紙同意書にも記入・押印ください。						教育扶助基準 通学費 円 学校給食費 円 ※		需要額等 第1類※ 円 第2類※ 円		生活扶助基準 第1類※ 円 第2類※ 円 f (基準額)		
所得 控除 前 の もの	総所得金額	円	氏名	本人から みた続柄	生年月日 (満年齢)	職業、在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	個人番号					円	円	
	退職所得金額				(歳)							円	円	
	山林所得金額				(歳)							円	円	
	計	A			(歳)							円	円	
所得 控除	社会保険料				(歳)							円	円	
	生命保険料				(歳)							円	円	
	損害保険料				(歳)							円	円	
	計	B			(歳)							円	円	
所得額(A-B)	C	※			(歳)							円	円	
所得月額(C×1/12)	D	※			(歳)							円	円	
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	※			(歳)							円	円	
収入額(D-E)	F	※	合 計						a	b	c	d	e	円
通学費 明細	(前年度、バス通学に要した費用を記入すること)						特記事項				支弁区分 <input type="checkbox"/> Ⅰ段階 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> Ⅱ段階 (令第2条第2号該当) <input type="checkbox"/> Ⅲ段階 (令第2条第3号該当)			

(注) 1. 支弁区分は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。
2. 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。
3. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせることを。

第1号様式(その3)(第4条関係)

特別支援教育就学奨励費通学費確認書

保護者 住所： _____

氏名： _____

印 _____

児童生徒氏名	学校名(学級名)	学年
	()	第 学年

経路	通学手段 (バス、自家用車等)	区 間 (自宅、バス停、駅、学校)	乗車券の種類 (定期券、回数券)	通学費(年額)
1		～		円
2		～		円
3		～		円

↓上記経路で「自家用車」を利用する場合、記入してください。

利用距離(最短距離) (自宅～学校)	登下校の自動車利用について(該当する□にチェックしてください。)
片道 k m	<input type="checkbox"/> 登校時のみ利用 <input type="checkbox"/> 下校時のみ利用 <input type="checkbox"/> 登下校両方利用

<通学路略図(保護者が必ず記入してください。)>

学校長確認印